

苫小牧市外国人材受入企業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市外国人材受入企業支援補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、事業者が実施する、外国人材の日本語教育や業務マニュアルの多言語化等に要する経費の一部を補助することにより、言語の違いによる外国人特有の課題の解決を図ることで、市内企業における外国人材の雇用を支援し、就職後の定着促進を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、外国人材とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の上欄に掲げる在留資格のうち、介護、技能、特定技能及び技能実習の資格を持って在留する者をいう。なお、本事業の支援対象となる外国人材（以下、「支援対象者」という。）は、事業実施主体となる事業者によって直接雇用され、かつ、市内事業所において勤務する者とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有し、本市の市税に滞納がない事業者
- (2) 当該事業所等において、現に外国人材を雇用し、今後も継続して雇用予定の事業者又は当該年度内に新たに外国人材を雇用する具体的な計画がある事業者
- (3) 事業主又は会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、市内事業所等が雇用している外国人材の日本語能力の向上やコミュニケーションの円滑化を図るために行う取組で、次に掲げるものとする。

- (1) 日本語研修開催事業 外国人材に対し、事業所独自に日本語研修を実施する事業
- (2) 日本語学校就学事業 外国人材を日本語学校等に就学（又は受講）させる事業
- (3) 就業環境整備事業 外国人材の就労環境整備のため、業務マニュアルや事業所内の標識類の多言語化等を図る事業
- (4) 言葉の壁解消事業 外国人材とのコミュニケーションの円滑化のため、通訳や翻訳ツールを導入する取組
- (5) その他の事業 第1号から第4号のほか、市長が必要と認める事業

2 外国人技能実習法施行規則第10条第2項第7号の入国後講習については、本補助金の交付対象外とする。

3 補助対象事業は、交付決定のあった日以降に着手する事業でなければならない。ただし、事業の性質上又は市長がやむを得ない理由と認める場合はこの限りではない。

4 補助対象事業は、当該事業にかかる補助金の交付申請のあった日の属する年度の末日までに完了するものでなければならない。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

（補助金の額）

第7条 補助金の交付金額は、以下のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる経費の3分の2以内の額。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。
- (2) 他の補助金等と併給があった場合は、その金額を調整し減額する。
- (3) 補助金の交付上限額は、同一年度内において1事業者につき200,000円までとする。
- (4) 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、苫小牧市外国人材受入企業支援補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 支援対象となる外国人材の在留カードの写し
- (4) 労働条件通知書又は雇用契約書の写し（日本語で作成又は日本語が併記されたものであること。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請内容に変更があった場合は、速やかに市長に届け出ること。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を判断する。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第10条 市長は、前条の規定による交付決定をしたときは、速やかに苫小牧市外国人材受入企業支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により、交付申請者に通知するものとする。また、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により交付申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の遂行)

第11条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、誠実に補助事業を行わなければならない。

(事業計画等の変更)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容及び経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ苫小牧市外国人材受入企業支援補助金変更承認申請書（様式第5号）及びこれに添付すべき書類を市長に提出し、その承認を受けること。

2 前項の軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 補助金額の変更を伴わない事業内容の変更であって、事業目的の達成に支障をきたすことがないと認められる場合
- (2) 補助事業の内容変更を伴わない10パーセント以内の費用の減少
- (3) その他市長が認める場合

3 市長は、第1項の申請があったときは、これを審査し、苫小牧市外国人材受入企業支援補助金変更申請承認（不承認）通知書（様式第6号）により、補助事業者に対し審査結果を通知するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第13条 補助事業者は、事業の全部もしくは一部を中止又は廃止しようとするときは、速やかに苫小牧市外国人材受入企業支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、苫小牧市外国人材受入企業支援補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第 8 号）により、申請者に審査結果を通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 関係法令及び本要綱に違反した場合
- （2） 前条の規定による中止又は廃止を承認した場合
- （3） 補助金交付の目的以外の用途に使用した場合
- （4） 事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （5） 交付決定後に生じた事情の変更により、事業の一部又は全部を継続する必要が無くなった場合

2 市長は前項第 1 号、第 3 号もしくは第 4 号に該当し、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（状況報告及び調査）

第 15 条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し当該事業の遂行について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

- 2 前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

（実績報告）

第 16 条 補助事業者は、補助事業完了の日から 30 日以内又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに苫小牧市外国人材受入企業支援補助金実績報告書（様式第 9 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第 10 号）
- （2） 収支決算書（様式第 11 号）
- （3） 補助対象事業の費用の支払いが確認できる書類の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 17 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、苫小牧市外国人材受入企業支

援補助金交付金額確定通知書（様式第 12 号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期）

第 18 条 補助金の交付は、第 16 条の規定により補助金の額が確定した後において行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、苫小牧市外国人材受入企業支援補助金請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	対象経費
1 日本語研修開催事業	講師謝金、講師旅費、テキスト代、会場費、印刷製本費、消耗品費、委託料、その他市長が必要と認める経費
2 日本語学校就学事業	選考料、入学金、授業料（受講料）、設備費、教材費、アクティビティ費、保険費、その他市長が必要と認める経費
3 就業環境整備事業	翻訳費（ただし、外部に委託をするものに限る。）、印刷製本費、多言語による社内標識類の設置・改修費、その他市長が必要と認める経費
4 言葉の壁解消事業	通訳費（ただし、外部に委託をするものに限る。）、翻訳機使用料（リースの場合）、翻訳機購入費（ただし、パソコンやタブレットなど汎用性があり、目的外の使用になり得る機器を除く。）、その他市長が必要と認める経費